

## 1 目的

この要綱は、福祉・介護の仕事に関心を有する者に対して、福祉・介護の職場を体験する機会を提供し、実際の職場の雰囲気やサービス内容などを直接知ることができる環境をつくり、人材の参入を促進するため北海道から受託して実施する介護従事者確保総合推進事業のうち職場体験事業を円滑に行うことを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

## 2 実施主体

本事業は、社会福祉法人北海道社会福祉協議会（以下「道社協」という。）が、職場体験の受入社会福祉施設、事業所（以下「社会福祉施設等」という。）の協力を得て行うものとする。

## 3 事業の概要

本事業は、道社協が福祉・介護の仕事に関心を有する者からの申請に基づき、職場体験の受入社会福祉施設等の状況を確認し、適宜職場体験の実施を調整する。

なお、具体的な調整手続きは、別に定める職場体験事業業務実施要領による。

## 4 対象

本事業の対象は、職場体験を希望する者及びその受入が可能な社会福祉施設等とする。

- (1) 職場体験希望者 福祉・介護の仕事に関心を有する者
- (2) 受入施設等 北海道内の生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、介護保険法及び障害者総合支援法に基づく施設及び事業所

## 5 実施内容

道社協は、職場体験希望者からの「申込書」と、社会福祉施設等の「受入承諾書」をもとに調整を行い、その結果を職場体験希望者と受入社会福祉施設等に通知する。

## 6 事故等への対応

### (1) 保険加入の奨励

職場体験に伴い想定される事故等に対応した保険（本人の傷害事故、対人、対物及び受託物の賠償事故）については、受入社会福祉施設等において加入するよう奨励するものとする。

### (2) 健康管理等

施設利用者等のプライバシーの保護や健康管理への配慮については、受入社会福祉施設が実施するオリエンテーションにおいて十分な指導を行うものとする。

## 7 職場体験の費用

### (1) 職場体験に要する経費

職場体験者一人一日当たり6,800円とする。

### (2) 受入社会福祉施設等への費用の納入

道社協は、受入社会福祉施設等に対し、職場体験者一人につき一日6,800円に職場体験実施日数を乗じた額を職場体験終了報告書の提出後に納入する。

## 8 個人情報の取り扱いについて

道社協は、本事業に関し得た個人情報は、受入及び連絡調整等、本事業に附随する業務以外の目的で使用しないこととする。また、管理については、道社協「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供しない。

## 9 福祉人材バンク等との連携について

道社協は、事業の実施にあたっては、体験希望者の居住地や受入社会福祉施設等の所在地を所管する福祉人材バンク等関係機関との連携を図るよう努める。

## 10 その他留意事項

(1) 職場体験は体験参加者一人当たり10日以内とする。

(2) 職場体験参加への資格は不問とし、給与は無給とする。ただし、交通費については体験参加者の申請に基づき、往復交通費の実費に職場体験実施日数を乗じた額を職場体験終了報告書の提出後に支給する。また、支給額は最も経済的な通常の経路及び方法により計算することとし、自家用車等を利用の場合は現によった経路によって37円/1kmで計算（端数は切り捨て）する。

(3) 職場体験の体験参加者は一人一回限りを原則とする。

なお、(1)の範囲内において、異なる種別の受入社会福祉施設等で職場体験を行う場合は、この限りではない。

## 附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。